

「障害者福祉しがプラン」(見直し素案) に対して提出された 意見・情報とそれに対する滋賀県の考え方

平成20年12月24日（水）から平成21年1月23日（金）までの1か月間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「障害者福祉しがプラン」の見直し素案について、意見・情報の募集を行った結果、11人（団体）から42件の意見・情報が提出されました。

提出された意見・情報を取りまとめ、見直し素案への直接的なご意見でないものなどを整理した26件に対する滋賀県の考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報は一部要約しています。また、見直し素案への直接的なご意見でないものについては、県の考え方を示していませんが、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

提出された意見・情報の概要

実施計画	第1章 重点的な取り組み	
	・地域で暮らす	11件
	・地域で働く	3件
	・地域で活動する	4件
	・自立生活の実現に向けて	7件
	第4章 障害福祉サービス等の事業量見込み	1件

26件

「障害者福祉しがプラン」見直し案の概要について

プランの位置づけ

障害者基本法に基づく「障害者計画」
〔従前計画〕 ・滋賀県障害者施策長期構想 2010
・新・淡海障害者プラン
障害者自立支援法（H18.4.1 施行）に基づく「障害福祉計画」

二つの法に基づく計画を一体的に統合して策定（平成19年3月）
「障害者福祉しがプラン」：計画期間 H19年度～H23年度

見直しの理由

障害福祉計画「基本指針」（国）
計画期間（平成23年度まで）を2期に区分する
・第1期：平成20年度まで
・第2期：平成21年度から平成23年度まで
平成20年度において第2期にかかる計画の見直しを行う

「障害者福祉しがプラン」の実施計画第4章
“障害福祉サービス等の事業量見込み”の見直しを規定
（暫定的に平成23年度の事業量を設定）

プランの構成

【序章】

【基本構想】

1. 障害のある人を取り巻く現状と課題
2. 基本理念
3. 基本目標
- ・

【実施計画】

第1章 重点的な取り組み

1. 地域で暮らす
2. 地域で働く
3. 地域で活動する
4. 自立生活の実現に向けて

第2章 7つの重点応援プロジェクト

第3章 3つの指標の達成に向けた数値目標

第4章 障害福祉サービス等の事業量見込み

1. “暮らす”に関する事業量見込み
2. “働く”に関する事業量見込み
3. “活動する”に関する事業量見込み
4. 各福祉圏域別の事業量見込み

見直しのポイント

実施計画第1章

第4章の見直しとの整合と、計画の継続性に留意しつつ、見直しを行う。
国の基本指針改正との整合を図る。

実施計画第4章

障害者自立支援法施行後の状況を踏まえ事業量の見直しを行う。
障害福祉サービスの給付の主体である市町の計画との整合を図りつつ事業量を設定する

【県民政策コメントで提出された意見・情報等とそれに対する考え方】

連番	頁	項目	意見・情報(要旨)	意見・情報に対する考え方(案)
第1章 重点的な取り組み				
1 地域で暮らす				
(1)障害者自立支援法の円滑な実施と新体系サービスの提供				
1	P 3	“暮らし”における課題への対応	グループホーム・ケアホームの整備だけでなく、居宅介護の充実など、地域生活の課題に対し幅広く取り組みの充実を図りたい。	「居宅支援事業の提供」(P4以降)、「地域生活を支援するサービスの充実」(P11以降)や「専門職員の養成と確保」(P34以降)にも記述していますが、地域生活の課題に対しては幅広く取り組みを進め、サービス提供体制の充実に努めることとしています。
2	P 3	“暮らし”における課題への対応 1)グループホームへの運営支援	国庫補助の対象と成らないNPO法人のグループホーム整備に対する支援が必要ではないか。	県単独助成や様々な民間助成団体の補助もあることから、下記のとおり修正します。 「…グループホーム・ケアホームの整備は大変重要であることから、国の補助制度の活用を図りながら、積極的な整備を図ります。」 「…グループホーム・ケアホームの整備は大変重要であることから、国の補助制度等の活用を図りながら、積極的な整備を図ります。」
3	P 3	“暮らし”における課題への対応 5)在宅介護のセーフティネットの構築	利用者の負担が過大にならないようお願いしたい。	国の特別対策により、利用者負担の軽減措置が取られ、今後も措置が継続されることとなっています。
4	P 3	“暮らし”における課題への対応 6)障害の特性に応じた支援の充実	精神障害者社会復帰施設の運営基盤の安定を目的とした「病状安定加算」の創設は、利用者負担の増にならないようお願いしたい。	「病状安定加算」は事業者の運営基盤の安定を目的とした事業者への加算であり、利用者負担増につながるものではありません。
5	P 4	居宅介護支援事業の提供 1)居宅介護(ホームヘルプ)	「障害のある人の家庭での生活を援助する」とともに… とあるが、「家庭」という言葉からは一人暮らし障害者が含まれない印象を受けることから、「自宅」に改められたい。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「障害のある人の居宅での生活を援助するとともに、家族介護者の負担を軽減するために、ホームヘルプサービスの充実に努めます。」
6	P 4	居宅支援事業の提供 2)短期入所(ショートステイ)	精神障害には波があり、医療的な支援も必要である。	「医療と連携したサービスの提供」(P11)にも記述していますが、医療的なニーズへの対応にも留意しつつ、地域生活を支援するサービスの充実に努めます。
(4)サービス提供体制の充実				
7	P11	地域生活を支援するサービスの充実 1)24時間対応型在宅サービスの提供	常時介護の必要がある重度障害者が地域で生活できるよう、サービス提供体制の充実を図りたい。	「居宅支援事業の提供」(P4以降)、「地域生活を支援するサービスの充実」(P11以降)や「専門職員の養成と確保」(P34以降)にも記述していますが、地域生活の課題に対しては幅広く取り組みを進め、サービス提供体制の充実に努めることとしています。

連番	頁	項目	意見・情報(要旨)	意見・情報に対する考え方(案)
8	P13	地域生活への移行促進 1)入所施設からグループホーム等への移行促進	重症心身障害者の利用できる医療的支援機能を有するケアホームの充実が望まれる。	「要医療障害者の地域生活への取り組み」(P11以降)にも記述していますが、地域生活への移行促進にあたっては、医療的支援機能の充実にも努めます。
9	P13	地域生活への移行促進 1)入所施設からグループホーム等への移行促進	「入所施設を運営する法人のグループホームおよびケアホームの整備を促進することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。」 とあるが、重度の障害のある人は、暮らしの場の確保だけでは地域で生活できない。	「居宅支援事業の提供」(P4以降)、「地域生活を支援するサービスの充実」(P11以降)や「専門職員の養成と確保」(P34以降)にも記述していますが、地域生活の課題に対しては幅広く取り組みを進め、サービス提供体制の充実に努めることとしています。
10	P13	地域生活への移行促進 2)地域における自立生活支援体制の整備	精神障害や自閉症の人が地域で自立していくために、「憩いの場」、「緩やかな社会参加の場」の整備が必要である。	「精神科病院から地域生活への移行促進」(P13)にも記述していますが、地域における退院後の生活支援体制の一環として、精神障害の特性に応じた日中活動の場等の整備に努めます。
11	P13	地域生活への移行促進 2)地域における自立生活支援体制の整備	「…グループホームに自立生活訓練を実施する支援員を加配した「自立生活支援ホーム」へ運営支援を行い、自立生活支援を推進します。」 とあるが、「市町補助金の交付金化」等、県の財政状況に応じて支援策が後退しているのではないかと。	交付金化は直ちに支援の「後退」ではなく、地域の実情に応じて柔軟かつ適切な活用を図るための制度であり、各市町の判断に応じより効果的な支援が可能と考えています。
2 地域で働く				
(1) 障害者自立支援法の円滑な実施と新体系サービスの提供				
12	P14	“働く”課題への対応 1)共同作業所等の法定事業への移行促進	「地域活動支援センターに、「就労支援型」と「福祉資源型」の二つの新類型を創設し、…」 とあるが、新体系移行後の新たな展開について記述すべき。	新体系事業への移行が進んだことに伴う新たな展開を踏まえ、下記のとおり修正します。 「地域活動支援センターに、「就労支援型」と「福祉資源型」の二つの新類型を創設し、障害のある人の働く場、重度障害のある人の創作活動など日中活動の場としての役割を明確にします。」 「新体系事業への移行支援と合わせ、本人の希望や障害の程度などに応じた多様な働き方ができるよう、就労支援機能の強化を図る事業所の取り組みを支援します。」

連番	頁	項目	意見・情報(要旨)	意見・情報に対する考え方(案)
13	P14	“働く”課題への対応 1)共同作業所等の法定事業への移行促進	「地域活動支援センターに、「就労支援型」と「福祉資源型」の二つの新類型を創設し、障害のある人の働く場、重度障害のある人の創作活動など日中活動の場としての役割を明確にします。」とあるのは、「就労支援型」と「福祉資源型」の地域活動支援センターを各福祉圏に整備するということか。	新体系事業への移行が進んだことに伴う新たな展開を踏まえ、下記のとおり修正します。 「地域活動支援センターに、「就労支援型」と「福祉資源型」の二つの新類型を創設し、障害のある人の働く場、重度障害のある人の創作活動など日中活動の場としての役割を明確にします。」 「新体系事業への移行支援と合わせ、本人の希望や障害の程度などに応じた多様な働き方ができるよう、就労支援機能の強化を図る事業所の取り組みを支援します。」
(4)企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化				
14	P17	(仮称)滋賀障害者就労支援ネットワークの構築 各福祉圏における就労・生活支援ネットワークの構築	全県を包括した就労支援ネットワークの構築を担うことを目的に「NPO法人就労ネットワーク滋賀」が設立され、各福祉圏においてもネットワーク強化の取り組みが進められている現状を踏まえ、下記の記述を修正すべき。 「(仮称)滋賀障害者就労支援ネットワークの構築 障害のある人の社会参加と自立の促進を図るため、企業、労働、福祉、教育、医療等の関係者が連携し、雇用・就労を推進する事業を行う(仮称)「滋賀障害者就労支援ネットワーク」の設置を支援します。」 「各福祉圏における就労・生活支援ネットワークの構築 各福祉圏域において、企業で働きたい、あるいは働いている障害のある人を支援し、企業就労の促進と定着を図るため、働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)を核として、福祉圏域内のハローワークや企業、関係機関の連携による「働き・暮らし支援ネットワーク」の構築を目指します。」	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「各福祉圏における就労・生活支援ネットワークの構築 企業で働きたい、あるいは働いている障害のある人を支援し、企業就労の促進と定着を図るため、働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)や就労支援事業者、ハローワーク、企業、関係機関の連携による福祉圏域ネットワークの強化を図り、障害者の就労を地域で支えるシステムの構築を目指します。」 「障害者就労ネットワークの強化・充実 各福祉圏域で進める就労支援ネットワーク強化の取り組みを支援するとともに、全県を包括するネットワークの強化に努めます。」
3 地域で活動する				
(1)社会参加の促進				
15	P20	スポーツ・レクリエーション活動の振興	障害のある人が地域で自立して生活するためにはスポーツや芸術に親しむことが重要であるが、精神障害のある人は地域とのコミュニケーションが取りにくい現実があり、他からの助言や指導が不可欠である。 市町のスポーツ指導員の活用など、身近な働きかけの手だてを図られたい。	「障害者スポーツを支援する体制の充実」(P20)にも記述していますが、障害者スポーツ協会等と協力し、誰もが気軽に多様なスポーツ・レクリエーションに参加できる環境の整備に努めます。
16	P20	芸術・文化・余暇活動の振興	障害のある人が地域で自立して生活するためにはスポーツや芸術に親しむことが重要であるが、精神障害のある人は地域とのコミュニケーションが取りにくい現実があり、他からの助言や指導が不可欠である。	アートサポーターの派遣など、身近な地域における気軽な支援の体制づくりに努めているところです。

連番	頁	項目	意見・情報(要旨)	意見・情報に対する考え方(案)
(2)コミュニケーション支援の充実				
17	P22	情報提供の充実 2)県や市町の情報提供体制の充実	手話をコミュニケーションの手段としない中途失聴・難聴者への配慮も必要である。 (修正案) 「…県立機関に手話通訳者を設置するとともに…」 「…県立機関に中途失聴・難聴者にも配慮できる手話通訳者を設置するとともに…」	手話をコミュニケーションの手段としない聴覚障害のある人に対する配慮は、手話通訳者に限らず重要であり、手話通訳の設置促進とともに「耳マーク運動などを通じた、窓口における筆談の広がり」に努め、コミュニケーション支援の充実を図ることとしています。
18	P23	支援の担い手の養成・派遣 2)交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備	手話をコミュニケーションの手段としない中途失聴・難聴者の理解も必要である。 (修正案) 「警察職員に障害のある人が気軽に相談等ができる環境を整備するため、定期的に手話講習会を実施するなどして手話経験者の拡大を図ります。」 「警察職員に障害のある人が気軽に相談等ができる環境を整備するため、定期的に手話講習会や、中途失聴・難聴者を理解する講習会を実施するなど、手話や筆談等での対応経験者の拡大を図ります。」	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的実施し、障害のある人が警察職員に気軽に相談等ができる環境の整備を進めます。」
4 自立生活の実現に向けて				
(1)障害者理解の促進				
19	P25	学校や地域における交流や学習の推進 4)福祉副読本の活用	小学校の段階から副読本で精神障害の理解を進めてほしい。	障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合える社会について早い時期から学習することは大変重要なことと考えており、ご意見は今後の取り組みにおいて参考とさせていただきます。 学習する内容については、児童生徒の年齢や理解力を勘案し、適切な内容となるよう慎重に検討する必要があるものと考えています。
(2)福祉のまちづくりの推進				
20	P25	ユニバーサルデザインのまちづくり 5)「点的」整備から「面的」整備へ	「…点と点を結ぶための線的、面的な整備を推進します。」 とあるが、表現が抽象的でわかりにくい。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「障害のある人が自由に行動でき、円滑に移動ができるよう、ユニバーサルデザイン化を進め、個々の施設整備にとどまらずそれらを結ぶための線的、面的な整備を推進します。」
21	P27	移動しやすいまちづくりの推進 2)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進	鉄道駅におけるアナウンスは聴覚障害者には聞き取れないことから、安全を確保のため、電光掲示板等での情報提供が必要である。	鉄道事業者等においてユニバーサルデザインの視点による取り組みが進められるよう、事業者へ要望しますとともに、障害者理解の促進に努めます。

連番	頁	項目	意見・情報(要旨)	意見・情報に対する考え方(案)
22	P27	移動しやすいまちづくりの推進 4)運転者教育の促進	手話をコミュニケーションの手段としない中途失聴・難聴者の理解も必要である。 (修正案) 「…各種講習の委託先に対する字幕入り、手話入りビデオの整備充実を促進するとともに、手話通訳による講習会の開催を図ります。」 「…各種講習の委託先に対する字幕入り、手話入りビデオ、磁気誘導ループの整備充実を促進するとともに、手話通訳、要約筆記通訳による講習会の開催を図ります。」	「運転者教育の促進」(P27)にも記述していますが、障害のある人の年齢や、障害の種別に応じ、適切な運転者教育に努めます。
(3)保健・医療サービスの充実				
23	P31	精神保健医療等の推進	精神障害のある人は手帳の所持率も低く、福祉サービスの谷間におかれ地域で孤立して暮らしている場合も多いものと思われることから、訪問診療の取り組みが必要ではないか。	「精神保健医療等の推進」(P31)にも記述していますが、医師の確保なども含め、安定した療養環境の確保に努めます。
24	P33	医療費等の公費負担 4)自立支援医療(精神通院医療)費の受療促進	最大限の負担軽減を県と市町で図られたい。	重症心身障害者(児)医療費給付や精神障害者精神科通院医療費助成など、県と市町が共同で医療費負担の軽減を図っているところです。 これらの制度については、障害のある人が適切に医療を受けることができるよう配慮しつつ、財政状況も踏まえた持続可能な制度として実施しているものです。
(5)人材の確保と資質の向上				
25	P34	専門職員の養成と確保 2)質の高い人材の養成・確保のための体制整備	「介護保険法に基づく介護サービス事業従事者による障害福祉サービスの提供など、障害福祉サービス従事者の充実を図ります。」 とあるが、これに向けては、高齢者と障害者のニーズの違いなどについての理解を進める必要がある。	介護サービス事業従事者も対象に含め、障害者の特性に着目した現任研修を滋賀県障害者自立支援協議会に委託して実施するなど、障害のある人のニーズに的確に対応できる人材育成を進めます。
第4章 障害福祉サービス等の事業量見込み				
26	P38	コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業の利用見込み件数の増加に見合う体制(基盤)について、総合的な確保の方策を定められたい。 手話通訳者養成研修事業にかかる養成講習修了見込み者数 要約筆記者養成研修事業にかかる養成講習修了見込み者数	ご意見を踏まえ、手話通訳者養成研修事業および要約筆記者養成研修事業にかかる記述を、第4章に追加します。

役所ことば改善の観点から、県政モニターの方に意見を求め、その意見に基づき修正等を行ったもの

番号	該当頁	該当行	意見等に基づいた修正内容
1	6	下から 1行目	「生徒のニーズ」 「生徒の希望」
2	7	下から 9行目	「障害福祉サービスのみならずインフォーマルサービス」 「法に基づく障害福祉サービスのみならず、状況に応じ柔軟に提供されるその他のサービス」
3	8	1行目	「重心ケアマネの推進」 「重症心身障害児(者)ケアマネジメントの推進」
4	8	13行目	「地域ケアシステムの体制整備とその機能強化を図るため、全県的な人材育成と相談支援ネットワークの構築を目的とした、滋賀県障害者自立支援協議会の活動を通じ、各サービス調整会議(地域自立支援協議会)の機能強化を推進します。」 「全県的な人材育成と相談支援ネットワークの構築を目的とした、滋賀県障害者自立支援協議会の活動を通じ、各サービス調整会議(地域自立支援協議会)の機能強化を図ります。」
5	17	下から 10行目	「ビジネスマッチングに関する機会」 「ビジネスパートナーとの出会いをサポートする機会」